

1. 改正の概要

①類似業種比準方式について次の見直しが行われます。

(イ)類似業種の上場会社の株価について、現行に課税時期の属する月以前2年間の平均株価が加わります。

(ロ)配当金額、利益金額、簿価純資産価額の比重割合が、1:1:1となります。

(ハ)類似業種の上場会社の配当金額、利益金額、簿価純資産価額が、連結決算を反映させたものとなります。

②株式保有特定会社(保有する株式及び出資の価額が総資産価額の50%以上を占める非上場会社をいう。)の判定における株式等の範囲に新株予約権付社債が加わります。

③評価会社の規模区分の金額等の基準について、大会社及び中会社の適用範囲が拡大されます。

①類似業種比準方式の見直し

内容	改正前	改正案
(イ)上場会社の類似業種の株価の追加	a.課税時期以前3ヶ月間の各月の株価のうち最も低い株価 又は、b.前年平均株価のいずれかを選択	左記a.b及び、 c.課税時期の属する月以前2年間の平均株価 のいずれかを選択
(ロ)比重割合の見直し	<p>【類似業種比準方式の計算式】</p> $\frac{\text{評価会社配当金額}}{\text{類似業種配当金額}} + \frac{\text{評価会社利益金額}}{\text{類似業種利益金額}} \times 3 + \frac{\text{評価会社簿価純資産価額}}{\text{類似業種簿価純資産価額}} \times \text{斟酌率}$ <p>類似業種の株価 ×</p> <p style="text-align: center;">5</p> <p style="text-align: right;"> 大会社 0.7 中会社 0.6 小会社 0.5 </p>	$\frac{\text{評価会社配当金額}}{\text{類似業種配当金額}} + \frac{\text{評価会社利益金額}}{\text{類似業種利益金額}} + \frac{\text{評価会社簿価純資産価額}}{\text{類似業種簿価純資産価額}}$ <p style="text-align: center;">3</p>

○上記①及び③の改正は、平成29年1月1日以後の相続等により取得した財産の評価に適用される。

②株式保有特定会社の判定の見直し

内容	改正前	改正案
株式保有特定会社の判定における株式等の範囲	新株予約権付社債を株式及び出資の価額に含めない	新株予約権付社債を株式及び出資の価額に 含める

○平成30年1月1日以後の相続等により取得した財産の評価に適用される。

2. 実務上の留意点

- ・利益金額に対する比重が1/3になるため、利益水準の高い会社の場合は、株価が下がることが想定される一方で、簿価純資産が厚い会社の場合は、株価が上がることを想定される。
- ・大会社及び中会社の適用範囲の拡大に伴い、規模区分が変わった結果、折衷方式における類似業種比準価額の適用割合が上がり、株価が下がる可能性がある。一方、新たに土地保有特定会社に該当してしまう会社などは、株価が上がる可能性がある。
- ・前々年の上場会社の類似業種の株価が低い場合には、2年平均の株価を選択することにより、株価が下がる可能性がある。

3. 今後の注目点

- ・類似業種の上場会社の株価に追加される「課税時期の属する月以前2年間平均」の具体的な計算方法。
- ・評価会社の規模区分の判定上、適用範囲が拡大する大会社及び中会社の具体的な金額等。